

松江書籍縦覧所について

藤 岡 大 拙

(一般教育研究室)

A Study on Matue Syozyaku Zyûransyo (Matue Public Library)

Daisetu FUJIOKA

1. 最古の公立公共図書館

わが国における近代的公共図書館の嚆矢は、明治5年(1872)8月開館の文部省書籍館であるとされている。そして、この書籍館の設置を契機として、地方府県においても漸次公共図書館の設置をみた。『文部省第5年報』所収の書籍館一覧表によれば、明治10年の時点で10館を数え、内訳は、公立(府県立)図書館5館、官立図書館3館、神社主管1館、私立図書館1館であった。

公立図書館の設立年代は、第1表の如く東京府書籍館と京都集書院が共に明治5年で最も古く、次いで明治6年の島根県立縦覧所(以下これを松江書籍縦覧所と呼ぶことにする)が続いている。

しかし、東京府書籍館は明治5年設立の文部省書籍館が、西南の役(明治10年)にあたって国費節減のため、東京府に移管されたものである。従って、公立公共図書館となったのは明治10年(1877)のことである。

第1表 明治10年 書籍一覧表

名 称	地 名	何立	設 立 年	書 籍 部 数		本年来館人数	歳 費 金 額	主 管 者
				和 漢	洋			
三学部図書館	東京 神田 錦町	官	明治10年	19,445 冊	33,798 冊		円	東京大学
医学部文庫	同 本郷 元富士町	"	" 元年	2,383 冊	8,593 冊			東京大学
教育博物館書籍室	同上 野西 四軒寺跡	"	" 10年	12,326 冊		314人 (5ヶ月分)		矢田部 良吉
東京府書籍館	同 神田 宮本町	公	" 5年	63,840 冊	13,722 冊	14,575人 (5ヶ月分)	2,699,660 (5ヶ月分)	東京府
埼玉県書籍館	武蔵国 足立郡 浦和駅	"	" 9年	14,395 冊	754			埼玉県
書籍館	大阪 常安町	"	"	1,000 種	14 種			大阪府
書籍縦覧場	同住 吉神社 境内	社	" 10年	1,702 冊				住吉神社社務所
集書院	京都 三条通 東洞院	公	" 5年	2,574 冊	6,120 冊			京都府
縦覧所	出雲国 松江 殿町	"	" 6年	980 部	2,871 部	30人 (5ヶ月分)		青木 茂
書籍縦覧所	陸奥国 三戸郡 八戸堀端町	私	" 7年	1,160 種	348 種			南部 栄信

一方、京都府集書院は明治5年設立の集書会社に始まる。集書会社は御用書肆村上勘兵衛、大黒屋太郎右衛門等4名によって設立された私立図書館で、書籍の貸出に併わせ、販売も行う営利的側面をもっていた。京都府は翌6年、集書会社に隣接して集書院なる図書館を建てたが、その運営を村上勘兵衛等の集書会社に委託したから、半官半民的図書館というべきものであった。

集書院は最初から来館者が極めて少なく、ために経営困難となった村上等は、明治9年経営権を京都府に返上したので、以後京都府の直営となった⁽¹⁾。従って、集書院の場合も実質的に公立公共図書館となったのは、明治9年のことである。

かく考えると、明治6年11月10日開設された松江書籍縦覧所こそ、わが国で最も早い公立公共図書館と言わなければならない。

明治初期の島根県では、新政府の開化政策に呼応して、文教施策の面で積極姿勢が見られた。松江書籍縦覧所開設もその一つの現われであるが、これに続いて、翌7年8月には出雲大社境内の仮中教院に私立書籍縦覧所が設立されている⁽²⁾。これは近代的私立公共図書館として、青森県の八戸書籍縦覧所とともに最も古いものである。

新聞縦覧所の開設も早い。島根県は明治6年2月24日、県庁内（現在の県庁別館付近）に新聞縦覧所を設け、各種新聞10数葉を合綴したもの7、8冊を備え、庁内に屯集する衆庶の閲覧に供した⁽³⁾（無料）。

また県は同年3月14日、松江の士族前島美治、杵築（大社町）第40区戸長藤間穂左衛門、今市（出雲市）第46区戸長石橋寛三郎が、それぞれの地区で新聞縦覧所（有料）を開設することを許可するとともに、そのことを県内に公表し、「其余有志輩ノ陸續善事ヲ挙ケ、文明ノ裨補ヲ計⁽⁴⁾ラレンコトヲ希望」という積極性を示している。このような積極的開明的な文教施策の背景には、松江藩校修道館の教授等を中心とする教育改革の成果があったのである。

2. 松江書籍縦覧所の創設

松江書籍縦覧所は明治6年11月10日、第1区殿町小学校内の元修道館書生寮に創設された。

松江藩の藩校修道館は、慶応1年（1865）それまでの文武館を改称し、同時に機構を整備充実して発足したもので、和漢学、洋学、兵学、医学などを教授する最高学府として、明治5年（1872）4月30日の

閉校まで存続し、翌6年からは殿町小学校の校舎となった。所在位置は島根県庁の東、現在の農林中金松江支店や島根県民会館の一部を含む場所である。書生寮の位置は修道館の西北部、つまり県民会館の西側、濠に面した一画であったと思われる。

明治6年11月9日、島根県権参事境二郎は、次のような書籍縦覧所開設の主旨並びに利用規則を管内に布達した⁽⁵⁾。

当県官庫ニ蓄蔵スル皇漢洋ノ書籍大略完備セリト雖モ、小学書目外ニ渉ルモノ多ク、依之、今般文部省書籍館ノ体裁ヲ模倣シ、第一区殿町小学校内之修道館書生寮ヲ以テ書籍縦覧所ト為シ、本月十日及開場候、付テハ貫属士族桃好裕其外申出ノ趣モ有之、規則並ニ取締幹事等別紙ノ通相定候條、管内士民一般有志ノ者ハ勝手ニ罷出、展覽可致候、抑先般学制御発表以來、違制ノ校塾ヲ廢輟シ、更ニ小学及創建、現今粗小学普及ノ基礎相立候得共、未中学設立ノ場ニ相運ヒ兼候際、壮年以上ノ輩ハ学事中止ノ姿ト相成、自然可惜ノ日月ヲ閑散ニ擲ニ至候趣、遺憾不少候條、此度取設候縦覧所ノ義ハ、取締並幹事等臨席、各自ノ質問ヲモ弁明致候都合ニ有之候間、斯ル開明ノ今日、遊怠徒食ノ嘲ヲ不招様、銘々家事職業ノ余暇、精々相競フテ登場、研究候様心掛可致候事右之通管内無漏相達者也

明治六年十一月九日

島根県権参事 境 二郎

縦覧所規則

- 一御書籍拜見仕度者ハ第一区小学校へ手札持参、印鑑受取、縦覧所へ出席可致事
- 一読書ノ義ハ午前第八時ヨリ午後第五時迄ニ限候事
- 一年中ノ休日ハ小学校ト同様タルベキ事
- 一御書籍出納ハ幹事引受可申事
- 一御書籍ハ其場限リニテ、持帰候義決テ不相成候事
- 一貸渡帳ヲ設ケ、日々拝借ノ書名一々嚴重ニ記載可致事
- 一万一拝借御書籍紛失破損等致候節ハ、当人ヨリ相償可申事
- 一御書籍見料一ヶ月ヲ通シ候者ハ五錢、一日ハ壹錢取立置、場中ノ諸費ニ可充事、但見料ハ都度々々持参、引受ノ者へ可差出事
- 一会計上ノ事ハ総テ正副戸長ニテ管轄可致事

書籍縦覧所取締役

貫属士族

桃 好裕
片寄海蔵
柵 式膳
平野敬蔵
村上勝之輔

同所幹事

貫属士族

広瀬恭介
飯塚克巳
田代豊美

上記の松江書籍縦覧所開設布達は、市川清流の書籍院建設建白書⁽⁶⁾(明治5年)や集書院開館布告⁽⁷⁾(明治6年)と同様に、わが国の近代公共図書館草創期の貴重な資料として、もっと内容の検討がなされるべきであるが、わずかに草野正名氏の論考をのぞけば、ほとんど注目されていないように思われる⁽⁸⁾。

草野氏はわが国近代公立図書館の原型を、京都集書院よりむしろ松江書籍縦覧所に求めるべきであるとし、特に布達の中で参考調査に触れている点に注目され、「もし、このような松江書籍縦覧所創設の目的とその原型が、そのまま公立書籍館機能として順調に発展して行ったならば、今日の都道府県立図書館は、そのモデルによって、すばらしい学術研究調査参考図書館として発達して来ていたことであろう」と述べ、松江書籍縦覧所をわが国の近代図書館草創期において高く評価されたのである⁽⁹⁾。

しかし、草野氏の視点は、松江書籍縦覧所そのものの史的解明にあったのではないので、開設布達文の内容的検討が十分なされたわけではなかった。そこで筆者は、もう少し内容を考察してみたいと思う。

布達の内容として、次の諸点を指摘することができる。

- (1) 図書資料は島根県官庫に蓄蔵する和漢洋の書籍で、内容は小学書物以外のものが多いこと。
- (2) 文部省書籍館の体裁にならったこと。
- (3) 開設にあたって、桃好裕^{としむけ}その他の申出があった。
- (4) 開設の主旨は、学制発布により小学校は漸次整備されつつあるが、いまだ中学校設置にはいたらず、従って壮年以上の者の学習の場として、書籍縦覧所が必要であること。
- (5) 取締、幹事を任じ、質問に答える体勢をとった

こと。

以上のうち、(1)の図書資料は他府県の例から考えて、藩校蔵書つまり修道館蔵書が大部分であったことは疑いない。縦覧所規則に、「御書籍」と表現されているところからも推定できよう。修道館には和漢書、洋書など多数を蔵していたと思われるが、残念ながら修道館文庫の研究はほとんどなされていないので、詳細は不明である。ただ現在、島根県立図書館蔵の「雲藩図書」、「修道館」、「軍務図書」、「松江図書」などの蔵書印を有する書籍(これらは一括「雲藩文庫」としてまとめられている。85部、269冊)、松江日赤病院蔵の「医学校」、「松江医籍之記」、「雲藩図書」などの蔵書印を有する書籍等は、修道館蔵書であったと思われる。

松江書籍縦覧所は旧藩蔵書をもってスタートしたのであるが、文部省書籍館のように広く寄贈を求めることをしなかったし、図書購入費も計上されなかったから、開設時の蔵書数はその後あまり増加しなかった⁽¹⁰⁾。従って、明治10年(1877)の書籍館一覧表(第1表)に記載されている和漢書980部、洋書2871部、計3851部という数字は、明治6年開設時の蔵書数とほとんど変わらないものであったろう。

全体的に学術書が多く、また幕末松江藩の洋学盛行を反映して、洋書数の比重の高いのが注目される。

次に(2)の文部省書籍館の体裁にならったという点について考えてみたい。これは明治5年東京湯島に開館した書籍館の体裁を模倣したというものであろうが、具体的にどの点を模倣したのか明かでない。開設の主旨については後述の如くかなり相違しているし、利用規則においても、例えば開館時間、利用⁽¹¹⁾手続などはそれぞれ違っている。

3. 松江書籍縦覧所創設の主旨

先にも述べたように、創設の主旨は、学制発布以来、違制の校塾を廃し、小学校普及に努めてきたがいまだ中学校設立にまでいたっていないので、「壮年以上ノ輩ハ学事中止ノ姿ト相成」る状況であり、その故に書籍縦覧所を設置するというものであった。注目すべきは、単に来場するものに書籍の閲覧を許すという消極的なものでなく、取締、幹事を場内に臨席せしめて、「質問ヲモ弁明」させようとするものであった。これは今日のレファレンス・サービスより、もっと教育的性格の強いものであった。「銘々家事職業ノ余暇、精々相競フテ登場、研究候様心

掛可致候事」という布達末文にも、教育研究の場としての書籍縦覧所の積極的姿勢が示されている。

石井敦氏によれば、明治前期の府県立書籍縦覧所設立の主旨を類別してみると、

- (1) 教育施設として学校は整備されたが書籍館の方は作られていない。これでは教育は十分でない。
- (2) 辺鄙の場所にあり、文明開化に遅れるから、それをカバーする。
- (3) 旧藩の蔵書を遊ばせておくのは惜しい。⁽¹²⁾
という3点であったとされる。

松江書籍縦覧所の場合、(1)~(3)いずれにも該当する面があるが、さらに上記類別を超えた教育的学術研究的姿勢も見出だすことができよう。

ところで、市川清流の建白書を見ると、書籍院の必要性について、

「今や我国庶政一新、文明日ニ盛ンニ、内ハ学校ヲ府県ニ設ケ、外ハ生徒ヲ欧米・清ニ学ハシメ、将ニ大ニ他日ニ期スル所有ントス。加之、近者都下ニ博覧場ヲ開キ、衆人ニ縦観セシムル等、皆是、人才化育ノ方ニ非ル無シ。然リ而シテ今日尚ホ一層ノ文化ヲ進ルノ挙ハ、書籍院ノ設ケニ若クハ莫カルヘシ」と述べ、書籍院の設立により、人才の化育、文化の進展に益するものとした。しかし、この市川の必要論は、従来高く評価されているわりには抽象的で、説得力に乏しい感がある。

市川の建白書の影響を受けて開設されたという文部省書籍館の創設布達には、「人才化育、教育文化進歩ノ為メ」と、ほとんど建白と同文になっているが、まことに事務的といわなければならない。

これに対し、松江書籍縦覧所開設の布達は極めて具体的で、小学教育が対象としない「壮年以上ノ輩」の学習研究の場であること、「各自ノ質問ヲモ弁明」する場でもあることを、明確にうたっており、その意味で、近代公共図書館の原型として高く評価すべきものである。

しかも住民に開設を通知し、利用を促す熱意についても、「銘々家事職業ノ余暇、精々相競フテ登場、研究候様心掛可致候事」とあり、これを京都集書院開設布達、「宜く正業本業之余暇を以て此院に入り、遊戯に費すの時間に換て楽を誦読之際に求め、以て各一身を起し遂に此世に益あらん事を要せよ」と比べると、松江における当事者の積極的姿勢を見ることができるといえる。

このような積極的、開明的図書館像を作りあげる

にあたって、権参事境二郎ら開明的地方官僚^{よしお}の存在もさることながら、それ以上に、桃好裕ら進歩的教育者グループを無視することはできない。松江縦覧所開設布達にも、「桃好裕其外申出ノ趣も有之」とあり、わざわざ名前をあげている。このことは、桃好裕そのほかの者が、縦覧所開設について当局に強く働きかけ、そのことが大きな動機となって開設に至ったことを物語っている。

桃好裕は幕末維新期の松江藩・島根県において、文教施策上大きな影響力をもった学者・教育者である。桃家は松江藩代々の儒臣で、好裕（文之助、節山）も江戸に遊んで佐藤一斎、安井息軒に儒学を学び、他方、金森錦謙、入江文郎らと交わって蘭学仏学の知識も習得し、時代に即応し得る柔軟な思考力を養った。特に慶応元年（1865）熊本を訪ね、時習館の教育法を学び、横井小楠ら肥後の学者と接することにより、さらに広い視野をもつ教育者に成長した。⁽¹³⁾

好裕は修道館の創設に尽くし、助教から教授に進み、明治5年4月の閉校まで指導的地位にあった。

明治4年5月、松江藩が制定した教導所學則は、「夫レ人学ハサレハ以テ人タルヘカラス、豈貴賤尊卑ノ別アランヤ、然ラハ農工商賈ニシテ曾テ日用ノ事理ヲ解セス、其レ可ナランヤ」⁽¹⁴⁾

として、強く庶民教育を打ち出しており、翌年政府が出した学制に先行する画期的教育方針として高く評価されているが、その原案作成に好裕が参画していたことは疑いない。このように、好裕は明治初期の開化思想を積極的に採り入れ、四民平等の立場から教育を推進しようとする進歩的教育者であり、とうてい儒者のイメージでは律し得ない側面をもっていた。

明治5年（1872）4月30日、出雲の最高学府修道館は閉校されることになった。その理由は、「県治御一新之際」でもあり、「天朝ヨリ一般之学則モ頻リニ被仰出候趣ニモ」⁽¹⁵⁾あったからである。

ところが、それから1ヶ月後、修道館の建物の一部の下付を受け、私塾松江義塾が開設されたのである。教授内容は和漢学と洋学で、6月2日より授業が始まり、300~400人の入学者があった。桃好裕は一等教授として、皇学・漢学を担当した。しかるに7月には、学制が公布され、違制の校塾は廃されることになり、松江義塾も閉校を命じられ、やがて修道館の建物は殿町小学校にあてられることになった。

第2表 松江書籍縦覧所役員経歴表

氏名	明治3年給帳（『続雲藩職制』より）	明治5年松江義塾職員録（『公私要記』より）
取締役 桃好裕	修道館教授，督学兼務	1等教授，皇学・漢字担当
取締役 片寄海蔵	洋学1等助教，医学助教兼務	2等教授，英学担当
取締役 榎式膳	参政，仕置添役，習兵所用引受	
取締役 平野敬蔵	民政局小幹事試補	
取締役 村上勝之輔		
幹事 広瀬恭介	書生寮長補，英学引受並洋学3等助教兼勤	3等教授，英学担当
幹事 飯塚克巳	洋学3等助教試補	5等教授，英学担当
幹事 田代豊美		5等教授，英学担当

好裕はその後、第1区小学校講読教師、第18中学区第17番小学（殿町小学校）一等教師など、教育者としての活躍を続けた。明治5年から6年の時点で、彼が小学教育にたずさわるなかで、松江義塾閉校後とり残された「壮年以上ノ輩」の教育について、深く憂慮するところがあったに違いない。今まで修道館や松江義塾で教えてきた若者たちが、学習の場を失って、「可惜ノ日月ヲ閑散ニ擲ニ至」り、遊怠徒食している有様を、真面目な教育者として黙視することは出来なかったであろう。このことが、縦覧所設立の強い働きかけとなったのである。

好裕の他に誰が設立運動を行ったか明らかでない。しかし、開設にあたって、取締役、幹事に任命された好裕をのぞく7名の者も、設立運動に参加したと考えて誤りあるまい。彼等の経歴等はよく判らないが、判明する範囲であげてみると第2表のようになる。

注目すべきは、これら役員8名のうち、少なくとも5名は修道館や松江義塾の教師だったこと、しかもそのうち4名は洋学者であったこと、さらに直接縦覧所のデスクに座ったであろう幹事3名は、いずれも少壮気鋭の洋学者だったこと等である。

桃好裕をキャップとするこれら進歩的教育者グループが、松江義塾なきあとの青年教育を憂え、当局に対し書籍縦覧所の開設を訴え、それが容れられて設立をみたのである。彼らが西欧の図書館についての知識をもっていたことも十分に考えられる。特に、直接場内に臨席して質問を弁明した幹事たちが、すべて少壮洋学者であったことは、この縦覧所が特に

英学を中心とする洋学の勉学に資する意図をもっていたことを示している。従って、蔵書構成において洋書の比重が高かったことも肯けるであろう。

以上のように、松江書籍縦覧所はその創設において最も早かったことのみならず、青壮年に対し新しい学問の学習の場として、積極的に教育活動に取りくもうとした点でも、注目すべきである。

4. 松江書籍縦覧所の変遷

明治6年11月10日開設された縦覧所は、その後どうなったであろうか。一般には約1年ほどで閉館同然の状態になったといわれる。もしそれが事実なら、松江縦覧所の存在は全く泡沫的であり、いくら創立が早く、開創の意図に開明的なものがあっても、所詮あだ花に過ぎないことになろう。前にも述べたように、松江縦覧所があまり注目されず、日本近代図書館史上に位置づけられることのなかったのは、その短命と見做された故であった。

松江縦覧所が約1年で終わったとする根拠は、『文部省第三年報』(明治8年)所載の書籍館一覧表に、その名が見出だせないからである。だがこの想定は誤りである。何故なら、『文部省第四年報』(明治9年)所収の「島根県年報」には、「明治六年以降第廿一中学区殿町小学校ニ於テ、本県官庫ニ蔵蓄スル皇漢洋ノ書籍ヲ用テ衆庶ノ縦覧ヲ許ス」と見え、明らかに存続していたのであり、明治10年になると、第1表として掲げたごとく、書籍館一覧表の中に名を連ねるのである。明治8年、9年の一覧表に載ら

なかったのは、利用状況が不活発のため、県が報告しなかったものと思われる。

ところで、明治6年11月9日の開設布達を出したのは、権参事境二郎である。すでに10月30日を以て井関盛良が権令に発令されていたが、着任は7年1月であったので、境が県令事務を代行していた。

境は山口県士族で、明治5年11月犬上県（滋賀県）典事より島根県典事に転じ、爾来明治17年10月退官するまで13年の長きにわたって島根県に在勤した。その間明治10年7月権令、11年11月県令となり、実質県令在任7年3か月と、これまた異例の長さであった。

明治7年1月着任した権令井関盛良は愛媛県士族で、宇和島藩主伊達宗城の外交係として活躍し、西洋の新知識を身につけた。そのことは、明治3年神奈川県権知事の時、わが国最初の日刊紙横浜毎日新聞を刊行したこと、翌4年愛知県権令の時、名古屋新聞の創刊を指導援助したこと等に端的に現われている。その彼が島根県に赴任したとき、この地でも新知識の普及に努力し、書籍縦覧所や新聞縦覧所の発展に理解と援助を与えたはずである。しかし、かかる社会教育施設については、その充実と利用の向上はほとんどみられなかった。例えば、松江第1区新聞縦覧所の利用実態は、6年7月の開設より7年2月までの約7ヶ月間に、区内1,300戸の住民のうち、⁽¹⁷⁾ 閲覧に訪れたものは僅に20名という惨憺たる状態であった。

同じように松江書籍縦覧所も、桃好裕ら取締・幹事の熱意と開明的吏僚のバック・アップにもかかわらず、利用者は極めて少なかった。明治8年11月大黒柱桃好裕が死去し、9年には井関県令が退官、他の役員もそれぞれ職を得て転じていった。さらに入館料の徴収や新鮮な図書不足など、いずれも利用の低下につながるものであった。しかし、もっと大きな問題は、師範学校と中学校の創立である。

明治8年3月、教員伝習所（のちの師範学校）が殿町の犬野舎人旧宅に開校したが、9年3月には伝習所内に変則中学科が設けられ、10年11月独立して松江中学となった。ここに至って、書籍縦覧所の存立意義は大きな転換を迫られることになった。何故なら、開設布達に述べられていたように、開設の理由は、中学校が出来ていないため、壮年以上の者の学習の場とするためであった。だが、今や師範学校や中学校が創設されたとなれば、書籍縦覧所の当初

の意味は薄れざるを得ないのである。

5. 松江中学校付属書籍縦覧場の成立

明治10年12月12日、県は取締・幹事が漸次転免したことを理由に、縦覧所の管理を師範学校に移した。⁽¹⁸⁾ 師範学校は縦覧所から南方約300メートルに所在しており（現在の自治会館）、この職員（主管者青木茂）によって管理されることになったから、運営は消極的、事務的になることは明らかであった。

明治11年になると、中学・師範共用校舎の新築が始まり、縦覧所はその完成まで閉鎖されることになった。⁽¹⁹⁾ 新校舎は12年11月22日、境二郎県令臨席のもとに開校式を行ったが、その近代的建造物は、当時の松江においては偉観であった。

縦覧所は新装成った松江中学校に移転し、中学校付属縦覧場として再出発することになったが、実際には整理等に追われ、その年には開館できなかった。『文部省第七年報』（明治12年）によると、「島根県ノ書籍縦覧所ハ猶ホ創始ニ属スルヲ以テ、本年中絶エテ閲覧人ナシ」と記されている。松江書籍縦覧所は明治11・12年の2年間、休眠状態にあったわけである。

明治12年松江中学への移転は、その名も書籍縦覧場と改められたごとく、設立の意図を変えての再出発であった。そのため、明治6年開設の縦覧所は断絶し、別の新しい縦覧所の創立とみる人もあるが、⁽²⁰⁾ 図書資料は全く同一であるから、継続とみるのが正しいと思う。

明治13年1月5日、境県令は松江中学校内書籍縦覧場開設と、その利用規則を布達した。⁽²¹⁾

今般松江中学校内書籍縦覧場及ヒ教育博物室設置、公衆ノ縦覧ニ供シ、教育ニ従事スル者ノ便宜ヲ得セシメ、兼テ学事、進捗ヲ謀ラン為メ、別冊之通規則相定候条、此旨布達候事

明治十三年一月五日 島根県令 境 二郎

書籍縦覧場規則

松江中学校内ニ書籍縦覧場ヲ設置、此ニ和漢洋ノ書籍ヲ備ヘ、衆庶ノ縦覧ヲ許シ、其使益ヲ得セシメントス、規則左ノ如シ

第一条 本場ハ毎日午前第九時ヲ以テ開キ、午後第四時ニ至リテ閉ツ、此時間ニ非サレハ縦覧ヲ許サス

第二条 前条の如ク定ムトイヘトモ、遠隔ノ地ヨリ

出ルモノ、或ハ事故アリテ定期時間外尚引継閲覧ヲ望ムモノハ、更ニ願出テ指揮ヲ俟ツ可シ
 第三条 書籍縦覧ヲ乞フ者ハ、其書名及自己ノ住所姓名ヲ記シテ之ヲ幹事ニ出シ、其承諾ヲ得而后入場スヘシ

第四条 書籍ハ場外ニ持出ヲ許サス

第五条 曝書或ハ調査等ノ為メ、臨時閉場スルトキハ、豫メ日数ヲ定メ、其都度学務課ヨリ報告ス可シ

但、臨時ニ閉場報告ノ時日之レナキトキハ、此限ニアラス

第六条 自ラ閲覧スル書籍ノ外、猥ニ他ノ書籍ニ手ヲ触ル可カラス

第七条 閲覧者借受シタル書籍ヲ毀損或ハ失亡シタルトキハ、同様ノ書籍ヲ購ヒ、若シクハ相当ノ金額ヲ以テ弁償ス可シ

第八条 場内ニアリテハ雑談吹煙或ハ粗暴ノ挙動アル可カラス

第九条 発狂或ハ沈酔者ト見認ムルトキハ、入場ヲ許サス

第十条 休暇定則

一月三日	孝明天皇御例祭
二月十一日	紀元節
春分日	春季皇霊祭
四月三日	神武天皇御例祭
自七月廿一日	夏期
至八月廿日	

秋分日	秋季皇霊祭
十月十七日	神嘗祭
十一月三日	天長節
十一月廿三日	新嘗祭
自十二月廿六日	冬期
至翌年一月七日	
日曜日	是他臨時ノ休業ハ其時々揭示スヘシ

(句読点は筆者)

この布達と明治6年の開設布達は、奇しくも同一人物が出したものである。だがその内容には大きな隔りがある。最も大きな相違は、一般公衆への奉仕は名ばかりとなり、実質的には対象を「教育ニ従事スル者」(教員)にしぼったことである。従って、明治6年布達に見える積極的な社会教育の姿勢は消え失せ、ただ目につくのは、事務的な文言と細かい規則のみである。いわば利用度の低い多量の書籍を、何とか学校教育に利用しようとする苦肉の策であり、他府県同様無料の原則はうち出しているものの、⁽²²⁾一般公衆を忘れた書籍縦覧所というべきものであった。

果たせるかな、この縦覧場は第3表のように、開館当初から寥々たる有様であった。

県は明治16年、和漢書363部、洋書96部を増加せしめ、利用の促進を図ったが、ほとんど効果はなかった。当時の来館者は大部分教員で、わずかに近傍の有志がふくまれていた。⁽²³⁾

明治17年、県はこの不振について、「如斯来館者

第3表 松江中学内書籍縦覧場年次別蔵書数、入館数

	書籍部数			開館日数	入館者数	歳費	所属	主管者	出典
	和漢	洋	合計						
明治10	980	2,871	3,851		30	0	師範学校	青木茂	文部省第五年報
12	1,725	1,841	3,566	事実上閉館	0	0	松江中学	内村友輔	〃 第七
13	1,723	1,841	3,564		2	0	〃	〃	〃 第八
15	1,323	1,841	3,164	258	18	0	〃	福井順蔵	〃 第十
16	1,686	1,936	3,622	258	35	0	〃	〃	〃 第十一
17	1,686	1,936	3,622	258	67	0	〃	小堀源三郎	〃 第十二
18	1,686	1,936	3,622		67	0	松江中学のち師範学校		〃 第十三
21			4,093				師範学校		島根教育会雑誌No.46

第4表 明治10年代公立書籍館入館者比較表（（ ）内数字は冊数）

館名	明治12	13	15	16	17	所 属
松江書籍縦覧場 (M6開設)	0人 (3,566)	2人 (3,564)	18人 (3,164)	35人 (3,622)	67人 (3,622)	松江中学
浦和書籍館 (M9)	523 (511)	4 (515)	36 (519)	33 (519)	44 (569)	師範学校
静岡書籍館 (M11)	408 (4,939)	99 (3,105)	106 (4,193)	176 (4,283)	276 (4,487)	”
高知書籍館 (M12)	2,285 (1,441)	4,701 (1,475)	5,954 (3,640)	5,638 (3,702)	5,549 (3,736)	独 立
滋賀書籍縦覧所 (M12)	1,041 (2,177)	4,020 (2,200)	1,180 (2,447)	2,699 (2,453)	1,277 (2,454)	師範学校
秋田書籍館 (M12)	—	533 (976)	6,044 (4,006)	10,098 (6,011)	5,089 (6,038)	師範学校 M15独立

ノ少キハ、番ニ偏隅ニ位シ、且行路ノ便ナラザルノミナラズ、日曜日ニ開館セサルト、往復不便ノモノニ帯出ヲ許容セサル等モ亦其一因タルヘシ」と分析し、その打開策として、日曜のみ開館すること、往復不便の者に帯出を許可すること、篤志家より蔵書の寄贈をつのるべきこと等を今後の課題とし、翌18年には利用規則を改正して、上記の諸点をとり入れたが、利用者は増加しなかった⁽²⁵⁾。

明治18年5月、縦覧場の所管は松江中学校（当時は第一中学校といった）から師範学校に移され⁽²⁶⁾、10月には場所も師範校舎の続き殿町10番地に移転された⁽²⁷⁾。利用規則の改正にもかかわらず、利用者が伸びなかったのは、かかる変動による面もあったかもしれないが、もっと根本的原因が存在したのである。

第4表は明治10年代の公立書籍縦覧所の入館者数及び蔵書数の比較である。これによると、入館者の傾向は、松江、浦和、静岡のグループと高知・滋賀・秋田のグループにはっきり分かれている。蔵書数は浦和をのぞけばいずれも2000部以上で、かなり整備されているが、入館者数には著しい差が生じている。

明治16年の時点で、蔵書3622部を存する松江書籍縦覧場の入館者はわずか35人であるのに対し、3702部を有する高知書籍館の入館者は、実に5638人に達している。かかる大きな隔差はなにに起因するであろうか。

もっとも大きな理由は蔵書内容であろう。松江縦覧場のように、大部分が旧藩より引き継いだ学術図書であるならば、利用が極めて低くなるのは当然である⁽²⁸⁾。浦和の場合その点が指摘されており、静岡も

恐らく同じであったろう。

これに対し、入館者の多い高知・滋賀・秋田などでは、購入あるいは寄贈によって、主として教育関係図書を中心に、需要の高い図書が収集されていたと思われる。

従って、松江縦覧場が蔵書内容を改めない限り、利用の低調は改善され得ないのは明らかであるが、島根県は財政上の理由からか、図書購入費を全く計上しなかった。

6. 松江書籍縦覧場の終焉

前述のように、明治18年5月松江中学校から師範学校に移管された縦覧場は、10月になると同校の続き殿町10番地へ移転した。所管の変更や場所の移転が行われたことは、松江中学校の狭隘化という事態もあったろうが、それよりも寧ろ、縦覧場自体県のお荷物的存在になっていたと思われる。

その後の縦覧場の推移については、今のところ全く資料を欠いているが、ただ、明治21年12月18日発刊の「島根県私立教育会雑誌」46号によると、「該縦覧所は目下縦覧室其他の準備を以て、未だ閲覧を許す場合には至らざりし」と記されており、恐らく18年10月の移転以降、ほとんど閉鎖状態になっていたと思われる。とすれば、4年近くも放置されていることになるから、県当局には縦覧場再開の意志はなかったとみていいだろう。

島根県知事籠手田安定は、明治20年財政窮乏の中にありながら、中国・四国地区で唯一の中学校独立校舎（松江中学校）を完成させたほど教育に熱意を示したが⁽²⁹⁾、書籍縦覧場の扱いについては苦慮したよう

である。そして県は次のような方策をうち出したものと推定される。

- (1) 師範学校付属書籍縦覧場を廃し、その書籍類を県立諸学校並びに島根県私立教育令に移管又は払い下げる。
- (2) その代わりに、県民のニーズに応えるべく、実用書を中心とする小書籍館を別に設ける。

以上の推定を直接的に実証する資料はないが、断片的資料によって、推定の根拠を述べてみたい。

まず(1)の問題について、『松江市誌』(昭和16年刊)に次の記述がある。

「此書籍縦覧所は明治十年十二月に移されて、松江師範学校の管理と為り、同十二年に至って更に松江中学校内に設けられたが、爾後の模様は不明であるけれども、何時か県にて書籍を処理し各県立諸学校に分配したものの如く、又其一部は今松江図書館にも蔵せられている」(P1144)

『松江市誌』の推測は、恐らく正鵠を射たものであろうが、分配の時期はいつごろだったろうか。この点について手掛かりとなるのは、

イ、明治21年9・10月ごろ、師範学校付属書籍縦覧場には依然4093部の蔵書があったこと⁽³⁰⁾

ロ、明治21年末になって、県は学務課所管の書籍数千部を島根県私立教育会に下付したこと⁽³¹⁾

の2点である。この事実から、県の分配、下付が始まったのは、明治21年末ごろからと考えてよかろう。縦覧場の書籍を配分された学校として、考えられるのは松江中学と師範学校である。従って、それらの流れをくむ県立松江北高校、島根大学の図書館には縦覧場の図書資料が継承保管されているはずであるが、残念ながら現在のところ確認できない。

(2)については、県は21年末新たに勸業展覽場物品陳列室内に書籍縦覧所を設け、第一部農商課の備品である農工商及び経済に関する書籍を配架し、一般の閲覧に供した。⁽³²⁾翌22年8月における配架数は304部、8月1ヶ月間の閲覧者は39人と報じられている。⁽³³⁾この縦覧所は学務課の所管ではないが、公立公共図書館であることに変わりはなく、蔵書の少ないかわりに利用者の多かったことが注目される。一般公衆のニーズにかなった実用書を配架したためであろう。ただし、この縦覧所がいつまで存続したか明らかでない。

7. 島根県私立教育会付属書籍縦覧所の創立

明治17年結成された私立教育会は、明治20年4月の臨時総集会において、付属の書籍縦覧所設置を可決した。⁽³⁴⁾恐らく既設の師範学校付属書籍縦覧場が休眠状態だったからであろう。9月11日に教育会事務所内に付属縦覧所を設置しているが、それはむしろ準備室の如きものであって、閲覧、貸出の業務を始めたわけではない。当時の教育会は会費の納入が悪く、ために財政困難であったから、とても用地、建物、それに蔵書等を整備することはできなかった。明治21年県学務課より数千部の書籍の下付を受けたことは、開館へ向かっての大きな前進であったが、その後も幾度か常議員会で検討が重ねられ、⁽³⁶⁾明治24年2月3日ようやく開館のはこびとなった。奉仕の対象は主として教育会の会員であったが、一般公衆にも門を開く公共図書館であった。⁽³⁷⁾

開館時の蔵書は1662部で、内訳は経書133、歴史187、諸子34、随筆15、辞書20、国語辞書2、職官56、詩39、文章17、国語18、制度66、農工商42、算術58、簿記8、体操24、医書2、神史19、兵書115、天文22、地理67、画学24、修身83、読本66、習字31、裁縫6、理化学29、博物31、心理2、音楽7、教育20、叢書2、生理10、雑書90、洋書312であった。⁽³⁸⁾

上記の蔵書のうちには、明治21年末、学務課より下付された書籍が当然含まれていると思うが、学務課書籍なるものが、師範学校付属縦覧所の書籍であったのか、学務課内に保管する書籍であったのか明らかでないのが残念である。⁽³⁹⁾

教育会附属書籍縦覧所の開設にあたって、1月31日に開所式が行われ、⁽⁴⁰⁾教育会の会長である籠手田知事が祝辞を述べている。その中で籠手田は、維新以来泰西諸学の書のみが珍重され、和漢の古書を観るものがないのを嘆き、本会の書籍縦覧所では、つとめて和漢の書をも収集し、会員及び公衆に参考に充てたいと言っている。このように、教育会の縦覧所はその蔵書構成においても、従来の洋書比率を改め、和漢書に力を入れようとしているが、これは明治20年代の国家主義的風潮の反映であろう。

一方、師範付属の縦覧所はどうなったろうか。「島根県学事年報」では、明治25年から31年まで図書館なしと報告しているから、少なくとも明治25年には廃止されていたと考えられる。とすれば、明治24年の教育会縦覧所の創設によって、師範付属縦覧所は

その使命を終えたとして廃止され、教育会縦覧所に引き継がれることになったものであろう。

しかし、教育会書籍縦覧所もその後どのような経過をたどったのか、利用率・蔵書数等も併せて一切明らかでない。ただし、資料がないからといって、教育会縦覧所が早々に消えたわけではなく、明治32年以降、各郡教育会図書館が陸続として設立されているところをみれば、かなりの期間存続し、一定の機能を果たしたものと思われる。ただ、明治33年創設された私立松江図書館と関連があったかどうか、現在のところ不明である。

8. む す び

以上、松江書籍縦覧所をわが国の図書館史の中に位置づけるため、若干の考察を行ってみた。

明治6年に創立された松江縦覧所は、明治10年代の初め、早くも転換機を迎え、続いて10年代の終わりに休眠状態となった。やがて20年代の初め、私立教育会付属図書館として再生し、30年代初めには私立松江図書館に引き継がれていく。このような図式は、恐らく大きな誤りをおかしているとは思わないが、細部の点では実に多くの不明な部分が残っており、今後の課題として究明されなければならない。

1985.10.31

註

- (1) 小野則秋著『日本図書館史』(P244以下)
- (2) 島根県達355号(『島根県近代教育史』VoL.3所収の96号資料。
なお、出雲大社にあった仮中教院は、明治8年3月松江白瀉天満宮旧別当居宅に移転となったので(『県治要領』明治4年～明治8年)、大社書籍縦覧所は1年足らずで廃止になったと思われる。
- (3) 『島根県歴史政治部』明治6年2月14日条(島根県立図書館蔵)
- (4) 同上書 明治6年3月14日条
- (5) 『島根県近代教育史』VoL.3所収51号資料
- (6)(7) いずれも石井敦氏編『図書館学教育資料集成』4所収
- (8) 小野則秋著『日本図書館史』や角田文雄編著『日本近代図書館史』には、「日新真事誌」(167号)所収の松江書籍縦覧所開設布達の全文を掲載しているが、単に早い時期の書籍縦覧所の例として紹介しているにとどまっている。なお、上の2著及び石井敦著『日本近代公共図書館史の研究』のそ

れぞれの巻末年表には、松江書籍縦覧所も新聞縦覧所も載っていない。

- (9) 「図書館の文化史観について」(図書館短大紀要第14集 1977)
- (10) 角田文雄編著『日本近代図書館史』には、「旧藩所有の書籍のほか新刊書などを加えて一般人の閲覧に供したものとして、松江書籍縦覧所がある」(P60)とされているが、新刊書を加えたという資料は見当たらない。
- (11) 書籍館は毎日朝8時より夕方4時まで。松江縦覧所の場合は8時より5時まで。書籍館の手続は、「当人ノ名前へ所属並在官ノ者ハ官名モ認メ館吏へ差出ヘキ事」。松江は「手札持参、印鑑受取、縦覧所へ出席可致事」
- (12) 『日本近代公共図書館史の研究』(P72)
- (13) 桃好裕の年譜は、桃裕行編『西遊日記・肥後見聞録』の巻末による。
- (14) 『島根県近代教育史』VoL.3所収6号資料
- (15) 桃好裕著『公私要記』(島根県立図書館にコピー写本所蔵)
- (16) 草野正名氏も、「図書の利用者も僅少で余りにも短期間(約1年間)で閉館状態になって仕舞ったのであった。」と述べている。(前掲同氏論文)
- (17) 島根県史料(島根県立図書館蔵)
- (18) 『島根県近代教育史』VoL.3所収249号資料並びに『県治要領』(明治9年～明治10年)
- (19) 『文部省第六年報』
- (20) 石井敦氏は明治12年新たに創設されたと解される(『日本近代公共図書館史の研究』)。又、明治12年以後の文部省年報の書籍館一覽表では、明治12年設立としている。
- (21) 『島根県近代教育史』VoL.3所収303号資料
- (22) 明治12年松江中学校付属となってからは、無料であったことは判明するが、明治6年の設立から明治11年の閉館まで、一貫して有料だったかどうかは明らかでない。
- (23) 『文部省第十二年報』(明治17年)所収「島根県年報」
- (24) 同上書
- (25) 『文部省第十三年報』所収「島根県年報」
- (26) 同上書
- (27) 山陰新聞明治18年10月23日
- (28) 草野氏前掲論文。浦和書籍館はもともと大量の蔵書を有していたが、明治12年県立学校の創設に

ともない、分配されたという。

- (29) 『島根県近代教育史』VoL. 1 (P 717)
- (30) 島根県私立教育会雑誌 46号
- (31) 島根県私立教育会雑誌 52号
- (32) 山陰新聞明治 21年 12月 29日
- (33) 山陰新聞明治 22年 9月 19日
- (34) 島根県私立教育会雑誌 31号
- (35) 『稿本島根県教育史』（昭和18年刊）
- (36) 島根県私立教育会雑誌52号によれば、書籍縦覧所設置の件につき、明治22年 1月22日、2月22日の常議員会で協議されている。『西田千太郎日記』によれば、明治23年 9月24日、12月15日の常議員会でも協議されている。

(37) この縦覧所の規則は島根県私立教育会雑誌70号に全文掲載されている。のち訂正部分が同会雑誌71号に載っている。『島根県近代教育史』VoL.1に収録されているものは、訂正部分については触れられていない。

(38) 山陰新聞 明治24年 2月 3日

(39) 明治18年「妻木大書記官・籠手田県令事務請渡書」（島根県庁蔵）には、師範学校付属書籍縦覧場目録（1381種）を収録しているが、これとは別に、学務課所管書籍目録も収録している。

(40) 島根県私立教育会雑誌71号に全文掲載。又『島根県近代教育史』VoL.1にも収録されている。

（昭和 60年 10月 31日受理）